

令和7年

第10回能登町議会12月定例会議
議案

能登町

令和7年 第10回能登町議会12月定例会議 議案

議案番号	議案名	頁
議案第107号	令和7年度能登町一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第108号	令和7年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第109号	令和7年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第110号	能登町選挙公報発行条例の制定について	4頁
議案第111号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	6頁
議案第112号	能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	37頁
議案第113号	能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について	48頁
議案第114号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	52頁
議案第115号	能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	57頁
議案第116号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	60頁
議案第117号	請負契約の締結について	62頁
議案第118号	請負契約の締結について	63頁
議案第119号	請負契約の締結について	64頁

議案番号	議案名	頁
議案第120号	新たに生じた土地の確認について	65頁
議案第121号	第3次能登町総合計画基本構想について	66頁
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	74頁
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	75頁
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	76頁
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	78頁
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について	79頁
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について	81頁
議案第128号	能登町副町長の選任について	82頁

議案第 1 1 0 号

能登町選挙公報発行条例の制定について

能登町選挙公報発行条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町選挙公報発行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、能登町の議会の議員及び長の選挙における公職の候補者（以下「候補者」という。）の政見等を掲載した選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 能登町の議会の議員及び長の選挙においては、能登町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の定めるところにより、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、1回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の告示のあった日の午前8時30分から午後5時までに、委員会に、文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに、配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認めら

れる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、能登町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 8 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第24条第5項の規定に基づき、<u>公務のため旅行する職員</u>に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 旅行命令権者 法第6条に規定する任命権者又はその<u>委任</u>を受けた者をいう。</p> <p>(2) 職員 <u>町長、副町長、教育長、議会の議員及びその他常勤の特別職、職員定数条例（平成17年能登町条例第26号）第2条に規定する職員、法第22条の2第1項第2号に規定する職員並びに法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、<u>居所</u>その他旅行命令権者が認める場</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>公務のために旅行する職員</u>に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 旅行命令権者 法第6条に規定する任命権者又はその<u>委託</u>を受けた者をいう。</p> <p>(2) 職員 <u>地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員並びに町長、副町長、教育長及びその他常勤の特別職の職員</u>をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p>

改正案	現行
<p>所)を離れて旅行することをいう。</p> <p><u>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u></p> <p><u>(5) 赴任 採用された職員のうち町長が定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</u></p> <p><u>(6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、<u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係</u></p>	<p><u>(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務庁に旅行することをいう。</u></p> <p><u>(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、<u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

改正案	現行
<p><u>る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により<u>旅行命令等の変更</u>（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合<u>その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住 <u>(生活の根拠地となる地に旅行することをいう。以下同じ。)</u> したときには、当該遺族</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)</u> が、<u>その出発前に</u>次条第3項の規定により<u>旅行命令を変更</u>（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、<u>当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額</u></p>

改正案	現行
<p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができない旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない</p>	<p>で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（<u>その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。</u>）が、旅行中<u>交通機関等の事故</u>により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができない旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>町長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発</p>

改正案	現行
<p>ない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u></p>	<p>する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合は、旅行命令簿に、当該旅行に必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、任命権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた旅行命令簿等</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された旅行命令</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費及び死亡手当</u>とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に<u>応じ</u>旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空賃は、航空旅行に<u>ついて</u>、路程に<u>応じ</u>旅客運賃等により支給する。</p> <p>5 <u>その他の交通費</u>は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、実費額により支給する。</p> <p>6 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額</u>によ</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び日額旅費</u>とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に<u>応じた</u>旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空賃は、航空旅行に<u>ついて</u>路程に<u>応じ</u>旅客運賃等により支給する。</p> <p>5 <u>車賃</u>は、陸路（鉄道を除く。<u>以下同じ。</u>）旅行について、路程に<u>応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額</u>により支給する。</p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額</u>により支</p>

改正案	現行
<p>り支給する。</p> <p>7 <u>宿泊費は、第17条の額を上限とした実費額により支給する。</u></p> <p>8 <u>包括宿泊費は、第18条に規定する合計額により支給する。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、第19条に規定する額を支給する。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、第18条に規定する額を支給する。</u></p> <p>11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>死亡手当は、第3条第2項第3号の規定に該当する場合について、定額により支給する。</u></p>	<p>給する。</p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>日額旅費は、第20条に規定する場合において、第2項から前項までに掲げる旅費に代えて支給する。</u></p>
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第10条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法によ</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法によって計算する。</p>

改正案	現行
<p>って計算する。</p> <p><u>(旅行の区分)</u></p> <p><u>第8条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船</p>	<p><u>第8条</u> 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により、通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第9条</u> 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p> <p><u>第10条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船</p>

改正案	現行
<p>賃、航空賃又は<u>その他交通費</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第9条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）</u>に必要な書類を添えて、これを町長（支出命令行為の委任を受けた者を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は<u>旅費に相当する金額</u>の必要が明らかにされなかった部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない。</p>	<p>賃、航空賃又は<u>車賃</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第11条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを町長（支出命令行為の委任を受けた者を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない。</p>

改正案	現行
<p>2・3 (略)</p> <p>4 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、<u>第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には町長は、その後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的記録（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p>7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに<u>第9条第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(鉄道賃)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、<u>前項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合には当該支出担当者は、その後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに<u>第11条第2項及び前項に規定する期間</u>は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="183 250 1106 639"><u>第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p data-bbox="217 655 371 691"><u>(1) 運賃</u></p> <p data-bbox="217 911 439 946"><u>(2) 急行料金</u></p> <p data-bbox="217 1010 439 1045"><u>(3) 寝台料金</u></p> <p data-bbox="217 1313 508 1348"><u>(4) 座席指定料金</u></p>	<p data-bbox="1131 250 2051 384"><u>第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p data-bbox="1164 655 2051 742"><u>(1) 運賃の級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p data-bbox="1187 758 2051 844">ア <u>町長及び副町長（以下「町長等」という。）の職務にある者についてはグリーン車の運賃</u></p> <p data-bbox="1187 860 2018 895">イ <u>一般職の職務にある者については、普通車の運賃</u></p> <p data-bbox="1164 911 2051 997"><u>(2) 運賃の級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p data-bbox="1164 1013 2051 1099"><u>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</u></p> <p data-bbox="1187 1115 2051 1201">ア <u>第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の急行料金</u></p> <p data-bbox="1187 1217 2051 1303">イ <u>前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p data-bbox="1164 1319 2051 1355"><u>(4) 町長等の職務にある者が第2号の規定に該当する線</u></p>

改正案	現行
<p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p>	<p><u>路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(5) <u>町長等の職務にある者が座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、グリーン車指定座席料金</u></p> <p>2 <u>前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第5号に指定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、町長が定める運賃及び急行料金によることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>(船賃)</p> <p><u>第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区</u></p>	<p>(船賃)</p> <p><u>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u></p> <p><u>ア 町長等の職務にある者については、上級の運賃</u></p> <p><u>イ 一般職の職員については、中級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u></p> <p><u>ア 町長等の職務にある者については、上級の運賃</u></p> <p><u>イ 一般職の職員については、下級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同</u></p>

改正案	現行
<p><u>分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p><u>第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(その他の交通費)</p> <p><u>第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる</u></p>	<p><u>一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p><u>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(車賃)</p> <p><u>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に</u></p>

改正案	現行
<p><u>費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要する車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。</u></p> <p><u>3 前項の車賃は、全路程を通算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程</u></p>	<p><u>より定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>

改正案	現行
<p><u>ごとに通算して計算する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第14条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、2,400円とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(宿泊費)</p> <p>第15条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表に定める額を上限として実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>	<p>(日当)</p> <p>第16条 <u>日当の額は、別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>第3条第1項の規定にかかわらず、石川県、富山県及び福井県内への旅行の場合における日当は、支給しない。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p>第17条 <u>宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>	<p><u>(食卓料)</u></p> <p><u>第18条 食卓料の額は、別表の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられ</u></p>

改正案	現行
<p>(着後滞在費)</p> <p>第18条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p>(家族移転費)</p> <p>第19条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、規則で定める額を限度として、職員がその移転をするもの</u></p>	<p><u>た日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p> <p>2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(着後手当)</p> <p>第19条の2 <u>着後手当の額は、別表の日当定額の2日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の2夜分に相当する額による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、赴任先が石川県、富山県及び福井県内の場合においては、着後手当の日当分は支給せず別表の宿泊料定額の2夜分に相当する額による。</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の3 <u>扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</u></p>

改正案	現行
<p><u>として算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</u></p>	<p><u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相</u></p>

改正案	現行
<p>2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(随員職員の旅費)</u></p> <p><u>第20条 職員が、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に随行する場合は、前各条の規定にかかわらず、その職務にある者と同額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>(町内旅行の旅費)</u></p>	<p><u>当する額の合計額) を超えることができない。</u></p> <p>(3) <u>第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第20条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて町長が指定するものとする。</u></p> <p>2 <u>日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、町長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>(随員の旅費)</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="183 252 1104 339"><u>第21条 町内旅行における旅費については、規則で定める場合を除き、旅費は支給しない。</u></p> <p data-bbox="230 453 524 488"><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p data-bbox="183 504 1104 643"><u>第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行については、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p data-bbox="217 655 1104 794"><u>(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p data-bbox="217 807 1104 946"><u>(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p data-bbox="183 959 1104 1150"><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p data-bbox="183 1163 1104 1251"><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p data-bbox="230 1315 434 1350"><u>(遺族の旅費)</u></p>	<p data-bbox="1131 252 2051 391"><u>第21条 一般職の職員が町長等の随員として旅行する場合には、第17条の規定にかかわらず、宿泊料は町長等が受ける定額を支給することができる。</u></p> <p data-bbox="1178 453 1471 488"><u>(町内出張の旅費)</u></p> <p data-bbox="1131 504 1827 539"><u>第22条 町内出張の旅費は、規則で定める。</u></p> <p data-bbox="1178 1315 1382 1350"><u>(遺族の旅費)</u></p>

改正案	現行
<p>第23条 第3条第2項第2号の規定により<u>支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして算定した旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして算定した旅費</u></p> <p>2 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。</u></p> <p>3 遺族が<u>前2項</u>に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、<u>同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>	<p>第23条 第3条第2項第2号の規定により、<u>職員が出張中死亡した場合に支給する旅費は、死亡地からその職員の旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</u></p> <p>2 遺族が<u>前項</u>に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序による。<u>同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、当該職員が死亡した日における遺族1人ごとに、その帰住の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>12歳以上の者については、職員の前職務相当の鉄道賃、船賃の全額並びに日当、宿泊料の3分の2に相当す</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>る額</u></p> <p><u>(2) 12歳未満60歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 6歳未満の者については、職員の前職務相当の日当、宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとにその職員の前職務相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p>

改正案	現行
<p><u>し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第25条</u> 任命権者は、旅行者が<u>町以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅行又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p>	<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第24条</u> 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合</u>その他当該旅行における特別の事情により、又は<u>当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅行又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>(国家公務員等の旅費法の準用)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>外国旅行に係る旅費</u>その他この条例に定める旅費の支給に関し、この条例に規定のない事項については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。</u>ただし、同法第39条に定める支度料に</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(旅費の返納)</p> <p><u>第27条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p><u>第28条 この条例の施行</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(実施規定)</p> <p><u>第27条 この条例の実施</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

改正案			現行				
別表（第15条関係）			別表（第16条—第19条の2関係）				
			1（日当、宿泊料及び食卓料）				
都道府県名	宿泊費の額（1夜当たり）		区分	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜に つき）
	町長、副町 長、教育長、 議会の議員及 びその他常勤 の特別職	職務の級が6 級以下の者			北陸3県 外	北陸3 県内	
埼玉県、東京都、京都府	27,000円	19,000円	町長	3,000	11,000	15,000	3,000
福岡県	25,000円	18,000円	副町長その他常 勤の特別職	2,800	10,000	13,000	2,800
千葉県	24,000円	17,000円	課長及び課長相 当職の職務にあ る者	2,600	9,500	12,000	2,600
神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円	院長、副院長、 医局長、薬局 長、総看護師長 及び看護師長の 職務にある者				
香川県	21,000円	15,000円					
熊本県	20,000円	14,000円					
北海道、岐阜県、大阪 府、広島県	18,000円	13,000円					

改正案			現行				
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円	課長補佐以下の職務にある者	2,200	9,500	12,000	2,200
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円	11,000円					
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円	10,000円					
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円	9,000円					
福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円					
			備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、県内に宿泊したものとみなす。				

改正案	現行								
	2 (移転料)								
	区分	鉄道 50 k m 未 満	鉄道 50 k m 以 上	鉄道 100 k m 以 上	鉄道 300 k m 以 上	鉄道 500 k m 以 上	鉄道 100 0 k m 以 上	鉄道 150 0 k m 以 上	鉄道 200 0 k m 以 上
	町長 その 他常 勤の 特別 職	107 ,00 0	123 ,00 0	152 ,00 0	187 ,00 0	248 ,00 0	261 ,00 0	279 ,00 0	324 ,00 0
	6級以	93,	107	132	163	216	227	243	282

改正案	現行								
	下の 職務 にあ る者	000	,00 0						
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルを持って鉄道1キロメートルとみなす。									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第20条及び第21条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

(能登町消防団条例の一部改正)

- 5 能登町消防団条例（平成17年能登町条例第161号）の一部を次のように改正する。
第12条中「団長及び副団長にある者については、能登町職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号）別表に

定める課長の職務に当たる者を、分団長その他の団員については、課長補佐の職務にある者の旅費相当額を費用弁償として支給する。」を削り、「場合は、」の次に「職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号。以下「旅費条例」という。）の規定により支給する。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、旅費条例第15条に規定する宿泊費については、別表中「町長、副町長、教育長、議会の議員及びその他常勤の特別職」とあるのは「団長、副団長」と、「職務の級が6級以下の者」とあるのは「分団長、その他の団員」と読み替えるものとする。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年能登町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを除く。）を次のように改める。

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号。以下「旅費条例」という。）の規定により支給する。この場合において、旅費条例第15条に規定する宿泊費については、別表中「職務の級が6級以下の者」とあるのは「特別職の職員」と読み替えるものとする。

議案第 1 1 2 号

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年能登町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、<u>町長又は能登町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録のされていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務<u>及び町長又は能登町教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案		現行	
<p>能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。</p>			
<p>5 (略)</p>		<p>4 (略)</p>	
<p>別表第1(第4条関係)</p>		<p>別表第1(第4条関係)</p>	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
17 町長	能登町地域生活支援事業実施要綱(平成18年能登町告示第73号)に定める事務であって審査に関する事務	17 町長	能登町地域生活支援事業実施要綱(平成18年能登町告示第73号)に定める事務であって審査に関する事務
18 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u> であって住登外者の情報の管理に関する事務		
19 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u> であって住登外者の情報の管理に関する事務		

改正案			現行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 町長	災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年能登町条例第100号）の支給に関する事務であって資格認定に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。） <u>、住登外者宛名情報</u>	1 町長	災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年能登町条例第100号）の支給に関する事務であって資格認定に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
2 町長	石川県療育手帳規則（平成12年石川県規則第39号）及び石川県の事務処理の特例に関する条例（平成11年石川県条例第37号）による療育手帳の交付等に関する事務	住民票関係情報 <u>、住登外者宛名情報</u>	2 町長	石川県療育手帳規則（平成12年石川県規則第39号）及び石川県の事務処理の特例に関する条例（平成11年石川県条例第37号）による療育手帳の交付等に関する事務	住民票関係情報
3 町長	能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年能登町	住民票関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第	3 町長	能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年能登町	住民票関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第

改正案			現行		
	条例第11号) による利用者負担額に関する事務	4号に規定する地方税をいう。以下同じ。) に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。)、 <u>住登外者宛名情報</u>		条例第11号) による利用者負担額に関する事務	4号に規定する地方税をいう。以下同じ。) に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。)
4 町 長	能登町心身障害児童福祉金条例 (平成17年能登町条例第103号) による福祉金の交付に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	4 町 長	能登町心身障害児童福祉金条例 (平成17年能登町条例第103号) による福祉金の交付に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報

改正案			現行		
(略)			(略)		
6 町 長	能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第104号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対する医療費の一部の給付に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関す	6 町 長	能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第104号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対する医療費の一部の給付に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関す

改正案			現行		
		る給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） <u>、住登外者宛名情報</u>			る給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
7 町 長	能登町子ども医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第105号）に基づく子どもに係る医療費の一部の給付に関する事務	住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	7 町 長	能登町子ども医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第105号）に基づく子どもに係る医療費の一部の給付に関する事務	住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報
8 町 長	能登町生活支援ハウス事業実施条例（平成20年能登町条例第7号）による利用の許可に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	8 町 長	能登町生活支援ハウス事業実施条例（平成20年能登町条例第7号）による利用の許可に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報
9 町 長	能登町老人福祉連絡員設置事業実施要綱（平成17年能登町告示第31号）に	住民票関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	9 町 長	能登町老人福祉連絡員設置事業実施要綱（平成17年能登町告示第31号）に	住民票関係情報

改正案			現行		
	よる申請内容の審査に関する事務			よる申請内容の審査に関する事務	
10 町 長	能登町在宅長寿祝金支給条例（平成17年能登町条例第112号）による祝金等の受贈に関する事務であって配布対象者確認の事務	住民票関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	10 町 長	能登町在宅長寿祝金支給条例（平成17年能登町条例第112号）による祝金等の受贈に関する事務であって配布対象者確認の事務	住民票関係情報
11 町 長	能登町要援護者等支援事業実施要綱（平成22年能登町告示第40号）による申請内容の審査に関する事務	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報、住登外者宛名情報</u>	11 町 長	能登町要援護者等支援事業実施要綱（平成22年能登町告示第40号）による申請内容の審査に関する事務	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報</u>
12 町 長	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年能登町条例第115号）による心身障害者医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報、医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による手帳交付に関する情報</u>	12 町 長	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年能登町条例第115号）による心身障害者医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報、医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による手帳交付に関する情報</u>

改正案			現行		
		であって障害程度等級の情報（以下「障害者関係情報」という。） <u>、住登外者宛名情報</u>			であって障害程度等級の情報（以下「障害者関係情報」という。）
13 町 長	能登町福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成24年能登町告示第12号）に関する事務であって資格認定の事務	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	13 町 長	能登町福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成24年能登町告示第12号）に関する事務であって資格認定の事務	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報
14 町 長	能登町子宝支援治療費助成事業実施要綱（平成30年能登町告示第14号）による助成金の支給に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、 <u>住登外者宛名情報</u>	14 町 長	能登町子宝支援治療費助成事業実施要綱（平成30年能登町告示第14号）による助成金の支給に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報
(略)			(略)		
17 町 長	能登町地域生活支援事業実施要綱（平成18年能登町告示第73号）に定める	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>住登外者宛</u>	17 町 長	能登町地域生活支援事業実施要綱（平成18年能登町告示第73号）に定める	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報

改正案				現行			
	事務であって審査に関する事務	名情報			事務であって審査に関する事務		
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名情報</u>				
2 <u>教育委員会</u>	能登町就学援助費交付規則（平成30年能登町教育委員会規則第2号）に関する交付事務	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238	1 <u>教育委員会</u>	能登町就学援助費交付規則（平成30年能登町教育委員会規則第2号）に関する交付事務	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238

改正案				現行			
			号) による児童扶養手当の支給に関する情報				号) による児童扶養手当の支給に関する情報
3 教育委員会	能登町奨学資金貸与事務	町長	地方税関係情報	2 教育委員会	能登町奨学資金貸与事務	町長	地方税関係情報
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	町長	住登外者宛名情報				
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>							

議案第 1 1 3 号

能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（令和2年能登町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 町は、議員及び長の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該議員及び長の候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該議員及び長の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 町は、議員及び長の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該議員及び長の候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該議員及び長の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合</p>

改正案	現行
<p>の公費負担の限度額は、議員及び長の候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 町は、議員及び長の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該議員及び長の候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該議員及び長の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において</p>	<p>の公費負担の限度額は、議員及び長の候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 町は、議員及び長の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該議員及び長の候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該議員及び長の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において</p>

改正案	現行
<p>準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の第9条、第10条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>	

議案第 1 1 4 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年能登町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年能登町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対</p>

改正案	現行
<p>し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは石川県の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

（能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年能登町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1) 保育士 <u>(石川県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は石川県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 5 号

能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 8 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 能登町後期高齢者医療に関する条例（平成20年能登町条例第10号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1期</u> 7月1日から同月31日まで</p> <p>(2) <u>第2期</u> 8月1日から同月31日まで</p> <p>(3) <u>第3期</u> 9月1日から同月30日まで</p> <p>(4) <u>第4期</u> 10月1日から同月31日まで</p> <p>(5) <u>第5期</u> 11月1日から同月30日まで</p> <p>(6) <u>第6期</u> 12月1日から同月25日まで</p> <p>(7) <u>第7期</u> 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>(8) <u>第8期</u> 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(9) <u>第9期</u> 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は、当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1期</u> 4月1日から同月30日まで</p> <p>(2) <u>第2期</u> 5月1日から同月31日まで</p> <p>(3) <u>第3期</u> 6月1日から同月30日まで</p> <p>(4) <u>第4期</u> 7月1日から同月31日まで</p> <p>(5) <u>第5期</u> 8月1日から同月31日まで</p> <p>(6) <u>第6期</u> 9月1日から同月30日まで</p> <p>(7) <u>第7期</u> 10月1日から同月31日まで</p> <p>(8) <u>第8期</u> 11月1日から同月30日まで</p> <p>(9) <u>第9期</u> 12月1日から同月25日まで</p> <p>(10) <u>第10期</u> 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>(11) <u>第11期</u> 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(12) <u>第12期</u> 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は、当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金</p>

改正案	現行
<p>額又は当該額の全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>	<p>額又は当該額の全額は、全て<u>暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期</u>に係る分割金額に合算するものとする。</p>
<p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

議案第 1 1 6 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 8 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年能登町条例第47号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>（処遇改善特例手当）</p> <p>第15条 第2条第13号に規定する処遇改善特例手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を勤務1月につき支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公立宇出津総合病院に勤務する診療放射線技師長、臨床検査技師長、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、診療放射線技師及び臨床検査技師 <u>13,000円の範囲内において町長が定める額</u></p> <p>(4) 公立宇出津総合病院に勤務する医療職給料表（三）の適用を受ける職員及び看護補助者 <u>13,000円の範囲内において町長が定める額</u></p>	<p>（処遇改善特例手当）</p> <p>第15条 第2条第13号に規定する処遇改善特例手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を勤務1月につき支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公立宇出津総合病院に勤務する診療放射線技師長、臨床検査技師長、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、診療放射線技師及び臨床検査技師 <u>10,000円</u></p> <p>(4) 公立宇出津総合病院に勤務する医療職給料表（三）の適用を受ける職員及び看護補助者 <u>10,000円</u></p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第15条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>（特殊勤務手当の内払）</p> <p>3 第15条の改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する場合において、第15条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。</p>	

議案第117号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和6年1月1日発生能登半島地震災害復旧事業
4630/6052, 6080~6083, 6141 農地・施設災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札（事後審査型） |
| 3 契約金額 | 57,090,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,190,000円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県鳳珠郡能登町字藤波19字108番地
氏 名 株式会社鼎建設
代表取締役 小間 望 |

議案第118号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和6年1月1日発生能登半島地震・令和6年9月21日～22日発生奥能登豪雨災害復旧事業
4630/6013・6130・6565 水路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 55,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,000,000円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分2字93番地
氏 名 鈴平建設株式会社
代表取締役 池崎 義典 |

議案第119号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和7年度 6災812号 藤波漁港災害復旧工事（柳倉物揚場(43)ほか) |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 52,690,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,790,000円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県鳳珠郡能登町字藤波19字108番地
氏 名 株式会社鼎建設
代表取締役 小間 望 |

議案第 1 2 0 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本町の区域内に次の土地が新たに生じたことを確認する。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

位 置	面 積
鳳珠郡能登町字小木 3 4 字 2 5 に隣接する地先公有水面埋立地 鳳珠郡能登町字小木 1 3 字 6 2、6 3、6 4 に各々隣接する地先公有水面埋立地	3, 0 3 1. 0 4 m ²

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

議案第 1 2 1 号

第 3 次能登町総合計画基本構想について

第 3 次能登町総合計画基本構想を別紙のように定めるため、能登町議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

第3次能登町総合計画

基本構想

基本構想

わたしたちが目指す能登町

1 能登町の将来像

第3次能登町総合計画において、本町が目指す未来を「能登町の将来像」として次のように定めます。

「ともに生きる、能登で生きる」

豊かな里山里海に恵まれ、古くからの文化を伝え育んできた能登町は、自然の恵みと町内各地の多彩な地域コミュニティ（人のつながりや伝統文化）、さらには快適な都市機能を備え、歴史を通じて先人たちが築き上げてきた町です。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、さらには能登半島地震と奥能登豪雨といった災害の影響により、「暮らしの循環」のサイクルが徐々に弱まっています。

この「暮らしの循環」を、今後10年、20年の長期的視野で修復・再構築していくためには、本町に住む人々、さらには本町に興味や愛着を持っていただく人々と、ともに活かし合い、幸せを共有するための持続可能なまちづくりを目指します。

未来にわたり「ふるさとへの誇りと愛情」を持ち、それぞれの方法でまちづくりに参加し、能登町とともに生きていくまちとしての方向性を示す最上位の指針として、新たな総合計画の基本構想を策定します。

▼将来像検討の方向性

①能登町誕生から積み上げてきたまちの歴史を継承する

これまで築いてきた、合併後の能登町として一歩前へ踏み出した第1次総合計画、「つなぐ」という言葉をキーワードとして、人、地域、未来をつなぐために、移住定住や人材育成を促進した第2次総合計画、震災から豪雨という度重なる災害からの復興を目指す復興計画を基盤とし、継続性のある施策を推進します。

- ・第1次総合計画（平成18年～平成27年）「ひと・くらしが輝くふれあいのまち」
- ・第2次総合計画（平成28年～令和7年）「人・地域・未来をつなぐ持続可能なまちづくり」
- ・復興計画（令和6年～令和14年）「創造的復興：次世代に希望を持てるまちづくり」

②復興の指針と力強いメッセージの発信

本町では、二度の大規模災害からの復旧・復興に取り組む必要があります。大規模災害の発生後は、「災害は地域のトレンドを加速させる※」と言われており、本来ならば5年後、10年後に訪れるはずだった人口減や高齢化率の上昇といった地域課題が顕在化しています。

そのため、町民や事業者とともに町内外の様々なパートナーと連携し「創造的復興」を目指したメッセージを発信します。

※首都直下地震特別研究プロジェクト「復興を進める上での6つのポイント」から引用

③多様な主体との連携と共創を加速する

町の将来像を実現するには、行政だけでなく町民や町外の人々と協力し、共通の目標としていくことが重要です。そして、復旧や復興に加え、地域の課題解決には、従来から取り組んできた町民協働の枠を超え、町外の人々や団体と積極的に連携し、新たなアイデアを導入しながら地域課題の解決を図ります。

2 将来像の実現に向けて

総合計画は、自治体運営における最上位の計画として、将来の目標・ビジョンを定め、実行すべき施策の方向性を総合的に示すものです。その根底には、町民一人ひとりの幸福と暮らしの質を高めるという理念があります。

本計画では「人」に着目し、まちの将来像として「生（活）きる」をキーワードに位置づけます。将来像の実現に向け、基本計画においては、「ライフステージ」の観点と、「つながり」の観点から、施策の取組方針を体系的に整理します。

ライフステージ

生き方や世代によって求める施策は異なります。町民一人ひとりが、この計画を自分ごととして捉えられるよう、主に能登町に定住する町民を想定し、ライフステージごとに切れ目なく施策を示します。

つながり

能登町の魅力を内外に発信し、町外の人々や団体と積極的に連携しながら、自然や伝統文化など、能登町特有の豊かさを次代へ継承します。また、町内の地域連携を強めるとともに、他地域との関係人口・交流人口の拡大を図ります。

3 まちづくりの基本目標

将来像「生（活）きる」の実現に向け、各分野の基本目標を定め、計画的かつ一体的にまちづくりを目指します。

目標1 人づくり ～ともに学び・ともに支える人づくり～

家庭、学校、こども園、地域が連携協力し、次代を担う子どもたちを健やかに育む環境を整えます。また、生涯学習、スポーツ、文化活動などを通し、地域づくりの人材を育て、住民が生き生きと活躍できる町を目指します。

目標2 自然環境・循環 ～里山里海と共生するまちづくり～

豊かな里山里海の保全と利活用を両立し、地域の歴史、文化を維持・継承します。そして、この豊かな自然を次世代へと継承できる町を目指します。

目標3 暮らし ～安心してともに住み続けられるまちづくり～

美しく安定した住環境を保ちつつ、医療、介護、福祉、交通、ごみ処理、上下水道などの生活インフラを計画的に整備します。また、地域全体で防災や防犯に備える体制を構築し、誰もが「住み続けたい」と感じられる町を目指します。

目標4 なりわい ～挑戦と応援による生業づくり～

里山里海の恵みを活かした農林水産業、畜産業、商工業、観光業など、仕事と雇用、賑わいを創出するとともに、担い手の育成・確保と産業連携を進め、若者をはじめ多様な人材が魅力を感じ、挑戦し続けられる環境を目指します。

目標5 交流・協働 ～地域のつながりによる協働のまちづくり～

「自助・互助・共助・公助」を基本に、個人・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に補完し合う町を目指します。

目標6 町政運営 ～未来につながる持続可能な町政運営～

人口減少や少子高齢化、災害からの復旧・復興による厳しい行財政環境を踏まえ、デジタル技術の活用、官民連携、職員の能力開発などにより、効率的で質の高い行政サービスを目指します。

4 主要指標

計画の実効性を高めるため、各指標の透明化を図り、定期的に評価・公表・改善します。

(1) 町民幸福度

能登町に暮らす住民の幸福度・生活満足度を計るウェルビーイング指標を活用し、町民一人ひとりが心豊かな暮らしを実現できるよう取り組みます。

令和 17 年度 成果指標と目標 町民幸福度（10 点満点）の主観的評価が、平均 6.7 点以上

(2) 目標人口

令和 2 年（2020 年）を基準とした推計では、令和 17 年（2035 年）に約 10,330 人、令和 27 年（2045 年）に約 7,389 人となる見込みです。合計特殊出生率の改善、生産年齢人口の流入増加、健康寿命を延伸するための施策等を講じ、令和 17 年（2035 年）に総人口 1 万人以上を目標とします。

令和 17 年度 成果指標と目標 総人口 10,000 人以上（国勢調査人口基準）

(3) 関係人口

人口減少時代において、持続可能なまちづくりには、本町に暮らす人だけでなく、町外在住で能登町に関わる人の増加が重要です。復旧・復興、各種ボランティア、地域活動への参加率拡大を目指します。

令和 17 年度 成果指標 いしかわの Wa! 課題解決プログラムに参加する人数（20pt 以上獲得者数）

5 土地利用の方針

① 基本的な考え方

海・山の豊かな自然環境と農地を保全しつつ、インフラの長寿命化、災害対策、若者が活気を感じる場の創出により、地域の生活環境を充実させます。北陸新幹線、能登空港、珠洲道路などの広域交通とデジタル技術を活用し、地域内外の交流を促進するとともに、町内の拠点地域が持つ特色ある機能を連携させ、面的な魅力と回遊性を高めます。

ヒト・モノ・コトの循環を交通網・情報網・流通網で支え、地域の特性を活かした良好な生活環境の確保と均衡ある発展を図ります。広域的視点を持ち、自然環境の保全に配慮した、災害に強い計画的な土地利用を推進します。

② 土地利用の方針

人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況のなか地域経済を維持・活性化するため、限られた資源を効率的に活用し、持続可能な「将来のまちの構造」を設定します。国・県、関係機関等と連携し、町民・事業者とともに、機能・役割や連携方策を検討・具現化します。

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 施設の名称

能登町宇出津港水産物鮮度保持施設

2 指定管理者

住 所 石川県金沢市無量寺町ヲ 5 1 番地

法人名 石川県漁業協同組合

代表理事組合長 中 田 亨

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 施設の名称

能登町宇出津港水産物加工処理施設

2 指定管理者

住 所 石川県鳳珠郡能登町宇出津新港 3 丁目 3 番地

法人名 株式会社 奥能登食材流通機構

代表取締役 笹 野 好 伸

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

別紙のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

別紙

施設の名称	指定管理者	指定の期間
セミナーハウス山びこ	石川県鳳珠郡能登町字黒川33号 61番地	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
ふれあい工房	株式会社 山びこ 代表取締役 金屋明美	

議案第 1 2 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 施設の名称

ふれあいの里施設

2 指定管理者

住 所 石川県鳳珠郡能登町字上町イ字 4 6 番地 9

法人名 合同会社 能登みらい創造ネットワーク

代表社員 竹 内 剛

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

別紙のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

別紙

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
国民宿舎能登うしつ荘	石川県鳳珠郡能登町字上町イ字 4 6 番 地 6 株式会社 能登町ふれあい公社 代表取締役 水 元 圭 介	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
国民宿舎能登やなぎだ荘		
真協ポーレポーレ、縄文真協温泉浴場		
真協遺跡公園		
ラブロ恋路		
能登観光情報ステーション たびスタ		

議案第 1 2 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 施設の名称

能登海洋深層水施設

2 指定管理者

住 所 石川県鳳珠郡能登町字上町イ字 4 6 番地 6

法人名 株式会社 能登町ふれあい公社

代表取締役 水 元 圭 介

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第128号

能登町副町長の選任について

次の者を能登町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 年齢